



平成25年10月2日
日本原子力発電株式会社

異議申立ての却下に対する当社コメント

本日の原子力規制委員会により当社の異議申立てに対する却下の決定が了承された。これに対する当社の考えは、以下のとおりである。

1. 当社の異議申立てについての主張に対し、3ヶ月もの間、何らの説明をすることなく、門前払いの判断を下したことは、公権力の行使に当たる規制当局として極めて不誠実であり、不当な決定であると考えている。
2. 当社は、報告徴収命令を取り消すべしとの異議申立てを維持するとともに、7月31日付で「活断層でないことを前提」として報告をしており、今般の原子力規制委員会の決定がこれに基づき行われたことは、この前提を認めたものと言えるものである。
3. 当社としては、本日決定内容を聞いたばかりであり、当社の異議申立てを却下するとの判断については、法律的観点から種々疑義があると考えているが、それらについては今後、決定書を精査の上、示していくこととしたい。

以 上